

## 貸暗号資産利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、コインチェック株式会社（以下「当社」といいます。）の提供する「貸暗号資産サービス」（以下「本サービス」といいます。）のご利用に当たり、お客様に遵守していただくかなければならない事項及び当社とお客様との間の権利義務関係が定められております。本サービスをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。

### 第1条(適用)

本規約は、別途当社が定める「Coincheck利用規約」に基づき登録ユーザーとして登録され、ユーザー口座（以下「ユーザー口座」といいます。）をお持ちのお客様が、本サービスをご利用される場合の当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、お客様と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。

- (1) 本サービスは、暗号資産を消費貸借契約に基づき、当社に貸し出すことができるサービスです。
- (2) 本規約に定めのない事項については、「暗号資産」消費貸借契約約款、「Coincheck利用規約」が適用されるものとします。
- (3) お客様は、本規約、「Coincheck貸暗号資産取引説明書」、「暗号資産」消費貸借契約約款、「Coincheck利用規約」、「Coincheck暗号資産取引説明書」、ガイドライン、ポリシー、注意事項その他の個別規程等を十分理解し、お客様の判断と責任において本サービスを申し込むものとします。

### 第2条(対象暗号資産)

本サービスの対象となる暗号資産は、原則「Coincheck利用規約」に基づく暗号資産取引所現物取引及び暗号資産販売所現物取引で取り扱う暗号資産とします。

### 第3条(口座開設)

1. お客様が本サービスをご利用するためには、あらかじめ当社が定める「Coincheck利用規約」に基づき、登録ユーザーとして登録され、ユーザー口座を開設している必要があります。
2. お客様は、当社所定の手続に従って、本サービスのための口座（以下「貸暗号資産口座」といいます。）を開設するものとします。

### 第4条(消費貸借契約)

本サービスにかかる消費貸借契約については、「暗号資産」消費貸借契約約款が適用されるものとします。

### 第5条(消費貸借契約以外の暗号資産の管理)

1. 当社は、消費貸借契約を締結した暗号資産を除く暗号資産（以下「預り暗号資産」といいます。）の管理については、資金決済法第2条第7項第4号の暗号資産交換業に該当するため、資金決済法に基づき管理するものとします。
2. 当社は、預り暗号資産について、資金決済法第63条の11第2項に基づき当社の暗号資産とは分別して管理するものとします。

### 第6条(取引履歴)

お客様は、本サービスによる暗号資産の貸し出し及びお預かり状況については、お客様の貸暗号資産口座の取引画面から確認することができるものとします。

#### 第7条(暗号資産の受信)

本サービスを利用することを目的として、当社所定の方法により、貸暗号資産口座への当社が取扱う暗号資産の預け入れを行うことができるものとします。暗号資産の預け入れは暗号資産の送信を合理的に認識し得る時点をもって預託されたものとします。なお、お客様が暗号資産の預け入れを行う際に、当社が取扱っていない暗号資産を送信した場合、及び送信先、メッセージ又は宛先タグを誤って送信した場合（当社が以前使用し、現在は使用していない送信先に送信した場合、及び当社が指定する送信先に、当社が指定する暗号資産とは異なる種類の暗号資産を送信した場合も含まれます。）、お客様は、当社に対して、これらの暗号資産の返還を請求できないものとし、お客様に生じた損害について、当社は責任を負いません。

#### 第8条(暗号資産の送信)

1. 当社は、お客様の要求により、当社所定の方法に従い、貸暗号資産口座からの預り暗号資産の送信に応じます。お客様は、自己の責任において暗号資産の送信先を指定することとし、当社は、お客様の指図に従って送信先に暗号資産の送信を行った場合には、かかる暗号資産について責任を免れます。また、当社は、お客様が提供した送信先の情報の正確性及び有効性について、責任を負いません。
2. 当社所定の基準を上回る場合又は合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、前項の暗号資産の送信は、依頼後原則として即座に行うものとします。但し、払戻し又は送信の依頼にかかわらず、貸暗号資産口座内の暗号資産に不足が発生している場合には、当社は、当該払戻し又は送信の依頼を取消することができるものとします。
3. お客様は、暗号資産のブロックの生成状況その他の送信の状況により、暗号資産の送信が遅延する可能性があることを了承するものとします。
4. 当社は、法令諸規則等に従い、登録ユーザーの申請内容や送信先の属性によって、当社が不適当と認めた場合は、暗号資産の送信を一時的に停止し、又は暗号資産の送信ができない場合があることを了承するものとします。

#### 第9条(ハードフォーク等)

消費貸借契約期間中の暗号資産及び預り暗号資産について、ハードフォーク等により新たな暗号資産が生じた場合であっても、お客様は、当社に対して、新たな暗号資産の付与やその取扱いを請求できないものとします。

#### 第10条(禁止事項)

本サービスにおける禁止事項は、「Coincheck利用規約」第12条に準ずるものとします。

#### 第11条(本サービスの停止等)

本サービスの停止等については、「Coincheck利用規約」第13条に準ずるものとします。

#### 第12条(解約)

貸暗号資産口座のみの解約はできません。ユーザー口座を解約した場合に貸暗号資産口座も解約となります。

### 第13条(免責)

本サービスにおける免責事項は、「Coincheck利用規約」第17条に準ずるものとします。

### 第14条(本規約等の変更)

1. 本規約は、法令の変更若しくは監督官庁の指示又は一般社団法人日本暗号資産取引業協会が定める諸規則の変更があった場合、その他当社が必要と認める事由が生じた場合に変更されることがあります。
2. 当社は、本規約を変更する場合には、本規約を変更する旨、当該変更内容及び当該変更の効力発生時期を通知するものとし、効力発生日以降に、お客様が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に本サービスの解約の手続をとらなかった場合には、お客様は、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上  
2020年5月1日

コインチェック株式会社